

# 移民法

## 駐在員 VISA Subclass 4 5 7 申請要件の変更点

### 1. 今年初頭の変更点

以前までは自己申請であつた会計報告に外部監査が義務付けられました。

### 2. 9月14日の変更点

#### ア) スポンサーシツプ

全社員の給料総支給額の1%以上を社員の教育費に使うことを以前から義務付けられておりましたが、追加要件として宣誓書の提出を求めてきております。

#### イ) ノミネーション

A. ASCO (豪州職業一覧表) を参照した役職名で駐在員を指名する義務が発生致しました。

B. 指名致しました役職名の市場給料を調査し移民局に報告する義務が発生致しました。

ウ) ビザ

以前までは雇用主である会社側が駐在員家族の医療経費負担を保証する事で十分でしたが法改正後医療保険の加入が必要となりました。

更に詳しい内容をご希望の方は下記までご連絡願います。

弁護士 堀江純一

(02) 92217555

[Legal.one@advantagepartnership.net](mailto:Legal.one@advantagepartnership.net)

[www.advantagepartnership.net](http://www.advantagepartnership.net)